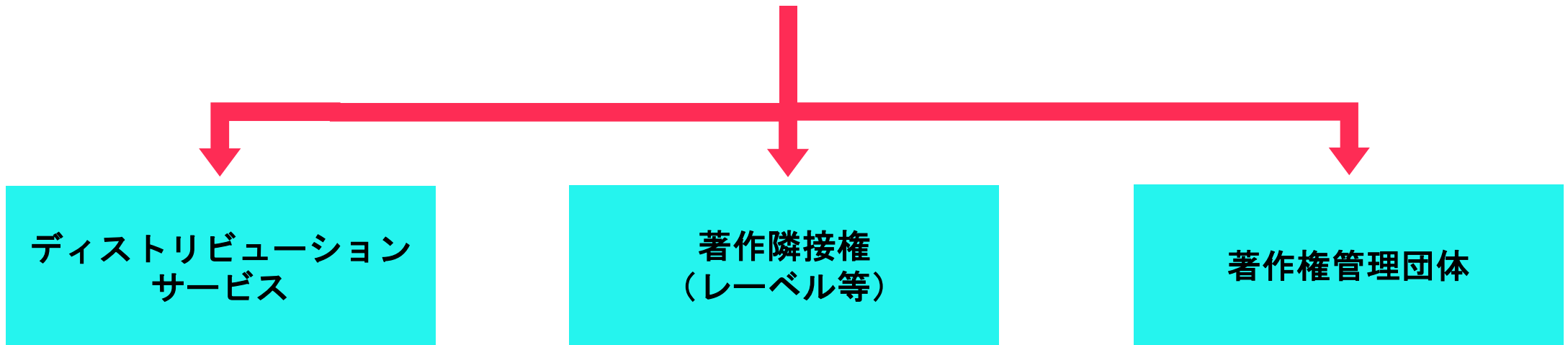


# 文化審議会著作権分科会 政策小委員会 資料

ByteDance株式会社

# 著作権も隣接権も幅広くカバーするTikTok



# リリース当初から**権利保護に注力**

2017年～

TikTok 日本での展開開始  
JASRAC・NexToneと包括契約締結

2018年～

国内レーベルと包括契約締結

包括契約：5社  
単発契約：随時締結

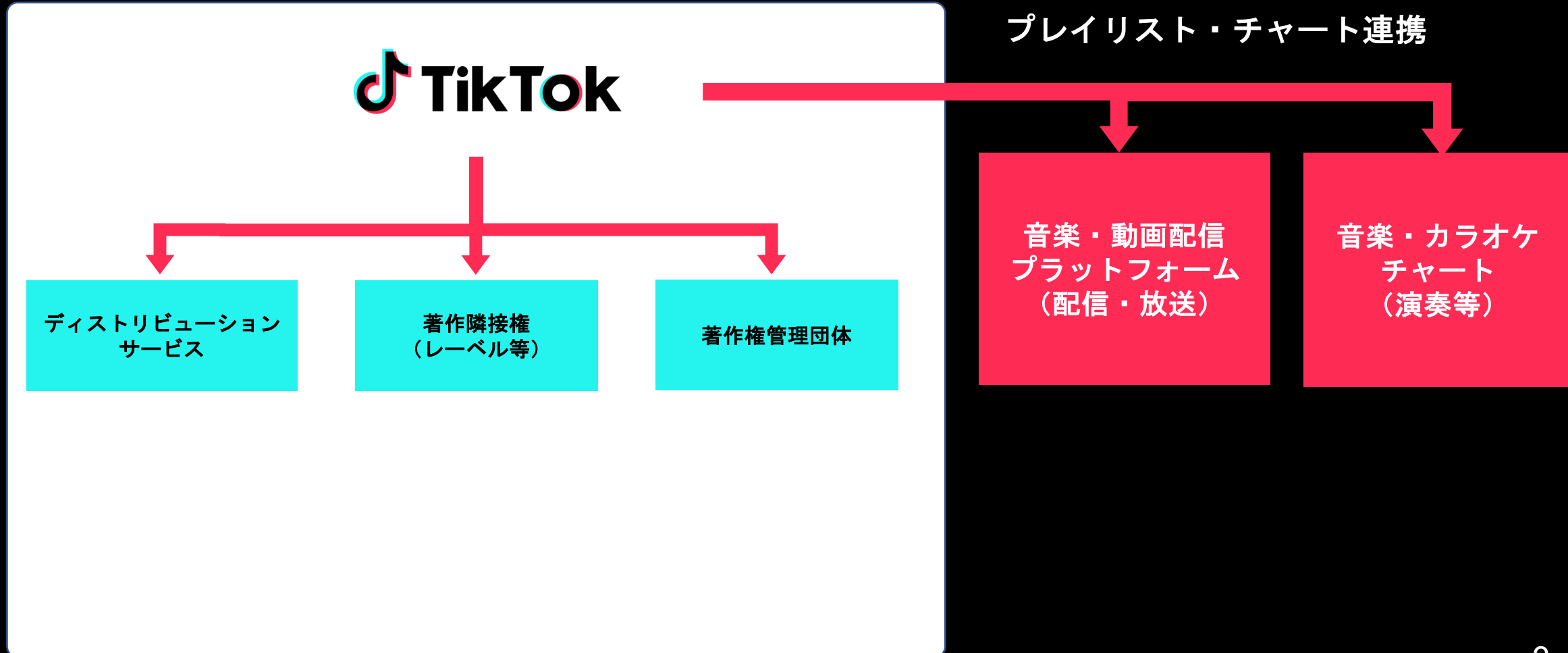
2019年～

国内レーベルとの契約加速

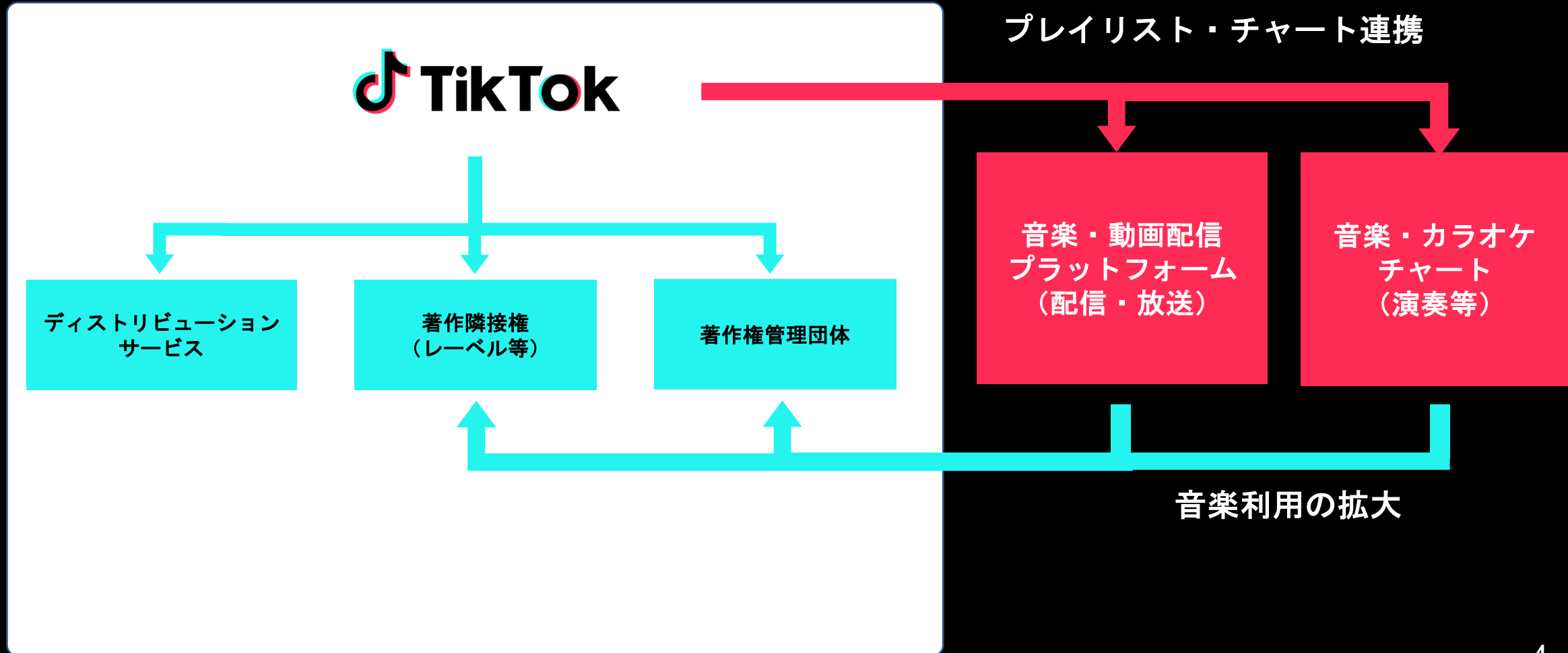
2024年

包括契約：43社 （2024年2月28日現在）

# 音楽チャートにも**ポジティブな影響**を与えるTikTok



# 音楽利用の拡大にも**ポジティブな影響**を与えるTikTok



## 各論点に関する弊社の意見

### （取引の透明性）

○著作権等管理事業者が行うデジタルプラットフォームサービス事業者との包括的利用許諾契約の内容が権利者にとって不透明であるとの指摘があるが、著作権等管理事業者の権利者に対する説明責任の在り方をどのように考えるか。特に著作権等管理事業者は、使用料規程で定める使用料を上限として、個別の協議を経て利用者と契約する額で徴収を行っているが、契約の透明性の担保のために、使用料規程が果たすべき役割をどのように考えるか。

## 各論点に関する弊社の意見

(対価の妥当性・公平性)

○デジタルプラットフォームサービスにおける著作物利用について適用される料率の妥当性や、権利者間における分配の公平性について、前項 や次項の取引の透明性や適切な競争環境の確保により図られる面が大きいと考えられるが、その他それに資する取組としてどのようなことが考えられるか。

## 各論点に関する弊社の意見

(分配の公平性)

○ DSM 著作権指令第 18 条においては、著作者及び実演家は適正かつ比例的な報酬を受け取る権利があることを保証すべき旨の規定を設けているが、こうしたルールの有効性をどのように考えるか。



## 各論点に関する弊社の意見

(適切な競争関係)

○既述のユーザーアップロード型デジタルプラットフォームサービスにおける包括的利用許諾契約を締結するインセンティブの偏在に伴う当事者の立場に非対称性があるという指摘に関し、DSM 著作権指令においてはデジタルプラットフォームサービス事業者を一定の要件の下で著作物の利用主体とみなすことによりその責任を強化するというアプローチが取られているが、デジタルプラットフォームサービス事業者が果たすべき責任をどのように考え、また、権利者とデジタルプラットフォームサービス事業者との適切な競争関係を確保するためにどのような方法が考えられるか。

## 各論点に関する弊社の意見

(適切な競争関係)

○権利者がデジタルプラットフォームサービス事業者と交渉を行う際の交渉力を向上させるために、どのような手段を取り得るか。例えば、どの程度、権利者同士が共同することが許容されるか（Merlin というインディーズレーベルのための世界的なデジタル権利管理団体は、Merlin 会員である世界各地のインディーズレーベルに代わり、利益分配率や契約条件につき、デジタルプラットフォームサービス事業者に対して交渉を行っている。）。その際、ニュースメディア事業者とニュースポータル事業者等との関係についてニュース調査報告書において示された考え方を参考にできないか。